

公認クロスカントリースキー指導員規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー・スノーボード連盟（以下「本連盟」という。）公認規程に基づき、公認クロスカントリースキー指導員（以下「指導員」という。）に関し、必要な事項を定める。

(年度)

第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。

(任務)

第3条 指導員は、クロスカントリースキー界の先達として自覚と誇りをもって、その普及発展に努めなければならない。

(資格)

第4条 指導員は、公認クロスカントリースキー指導員検定規程に定めた検定会で合格した者が、別に定める手続きを行うことにより資格が付与され、全国共通の資格を有する。

(活動の範囲)

第5条 指導員は、本連盟の加盟団体、所属団体及び公認スキー学校等において活動することを原則とする。

(有効期間)

第6条 指導員の資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。

(義務)

第7条 指導員は、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 指導員の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認クロスカントリースキー指導員研修を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。
- (2) 研修会の出席者及び役員の資格更新は、教育本部資格更新認定事業一覧表に定めるとおりとする。
- (3) 指導員は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなければならない。

(資格の停止)

第8条 指導員が、クロスカントリースキー指導員研修を2年続けて未修了の場合は、指導員の資格を停止する。資格停止中の者は、指導活動を行うことができない。

(資格停止の解除)

第9条 指導員の資格の停止解除は、公認クロスカントリースキー指導員研修修了により資格の停止を解除できる。

(資格の喪失)

第10条 指導員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、指導員の資格を喪失する。

- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき
- (2) 本連盟の規約に違反し、指導員としての体面を汚すような行為があったとき
- (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。

(登録料の納期)

第11条 第1条に定める指導員は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに納める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成11年10月18日 制定

平成13年 9 月28日 改正

平成14年 6 月28日 改正

移行平成20年 9 月16日改正

平成21年 9 月18日 改正

平成22年 8 月31日 改正

平成25年 7 月 9 日 改正

平成26年 7 月15日 改正

平成27年 7 月14日 改正

平成29年 7 月15日 改正

平成29年 8 月22日 改正

令和 2 年11月 6 日 改正

令和 3 年 7 月 7 日 改正

令和 5 年 7 月 5 日 改正

令和 5 年 9 月14日 改正

令和 8 年 7 月16日 改正、令和 8 年 8 月 1 日 施行